

舞いあがれ！五島推進協議会
オリジナルロゴマークの使用について



令和4年10月26日

舞いあがれ！五島推進協議会

■ 目 的

本ロゴマークは、連続テレビ小説「舞いあがれ！」の放送を契機として、五島市の気運醸成や地域活性化の推進を図るために使用するものとします。

■ デザインコンセプト

五島列島の美しい空、きらきら輝く海をイメージした特徴的な波模様。そこに五島のシンボルともいえる椿と夕陽をあしらいました。夢の原点である「ばらもん凧」は、紙飛行機と1本の線で繋がっており、ともに主人公の夢を乗せて高く舞いあがることをイメージしています。

■ 概 要

- | | |
|--------|--|
| ・ 使用対象 | 五島市の気運醸成や地域活性化につながる取り組み |
| ・ 使用期限 | 「舞いあがれ！」の放送終了後、概ね1年 |
| ・ 使用承認 | 申請手続きが必要
<承認できないもの>
特定の商品やサービスの販売促進 ⇒ 推奨ロゴの使用をご検討ください。
五島市のイメージを損なうもの
自己の商標や意匠とするもの
法令・公序良俗に反するもの
特定の政党・宗教団体を支援しているとの誤解を与えるもの
ロゴマークそのものを商品とするもの |
| ・ 使用料 | 無料 |

使える場合

- 五島市の気運醸成や地域活性化につながるイベント（物産展も含む）のポスターやチラシ
⇒特定の商品やサービスの販売促進につながる表記では不可。それらの表記とは明確に区別して使用されていれば可。
- 五島市や五島市の食材・物産などを紹介する目的で作成したリーフレットやWEBサイト。
⇒特定の商品やサービスの販売促進につながる表記では不可。それらの表記とは明確に区別して使用されていれば可。
- 観光客の歓迎のための装飾への使用
⇒特定の商品やサービスの販売促進に見える場合は不可
- 舞いあがれ！五島推進協議会（以下「協議会」という。）が特別に認めた場合

使えない場合

- 特定の商品やサービス、企業の広告（旅行商品・宿泊パックなども含む）
⇒ロゴマークを使用する箇所が五島市のプロモーションを目的とし、商品サービス等の販促と明確に区分される場合は可
- 小売店舗の商品棚のレイアウト（商品の販売促進につながるため、不可）
⇒特定の商品等の販売促進にみえず、観光客の歓迎や地域の盛り上げを図る意図での店舗装飾は可
- 五島市の地域活性化につながらないもの
- ロゴマークそのものを商品とするもの（ノベルティグッズを含む）
- 五島市のイメージを損ねるもの又はそのおそれのあるもの
- 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するもの又はそのおそれのあるもの
- 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 特定の政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- 上記のほか、その使用が不適當であると協議会が認めるもの

■ ロゴマーク使用の手続き

承認申請 使用承認申請書（様式第1号）を協議会へ提出



審査 協議会において申請書を審査



承認 承認した場合は、使用承認書（様式第2号）及びデザインデータを送付

■ オリジナルロゴマークの使用方法

- 1 五島市の気運醸成や地域活性化を目的として使用してください。
- 2 五島市やNHK、ドラマのイメージを損なわないように使用してください。
- 3 ロゴマークのデザインデータについては、イラストの一部としての使用や改変するなど、オリジナルロゴマークの独立性やイメージを損なう使い方はしないでください。
- 4 他のロゴマーク、キャラクターとの併用は可能ですが、五島市やNHK、ドラマのイメージを損なわないように使用してください。
- 5 「NHK」「朝ドラ」「連続テレビ小説」「連続テレビ小説 舞いあがれ！」の文言、又はこれら文言の組み合わせを用いての使用はできません。
- 6 連続テレビ小説「舞いあがれ！」の番組と関連づけた商品の開発・販売・宣伝は行わないでください。

■ 申請・問い合わせ先

舞いあがれ！五島推進協議会事務局
(五島市地域振興部文化観光課内)
住所 853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
電話 0959-74-0811 FAX 0959-74-1994
E-mail:kankou@city.goto.lg.jp